

大学や公的研究機関とその構成員が、研究力を高めるための積極的な取り組みを行う環境の醸成のために

科学技術基本法の改正（科学技術・イノベーション基本法）

「イノベーションの創出」を追加：イノベーションの創出には、大学を中心とした基礎研究・学術研究の強化が不可欠

「学術研究及び学術研究以外の均衡のとれた推進」を追加：「均衡」の言葉により、大学を中心として行われる学術研究への支援が相対的に低下する懸念→基本計画におけるこの懸念を払拭する記述の期待

（主要国に比べ少額且つ停滞を続ける我が国の大学に対する公的研究資金支出の現状を追認するものでないことの認識の共有）

研究人材の観点（「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に示された諸施策）

若手研究者を中心とした研究人材に関する諸施策は、むしろ生涯にわたる研究者としてのキャリアパスを描きにくくなっている可能性も（例えば、将来中堅の研究者となった時の、ポストや研究Grant獲得に関する不安）

政府の施策には限界があり、大学が自発的な改革を行うことのできる裁量や誘因が付与されることへの期待

知のフロンティアの開拓の観点（検討の方向性第Ⅱ章「2. 知のフロンティアを開拓しイノベーションの源泉となる研究力の強化」の「(2)知のフロンティアを開拓する多様で卓越した研究の推進」、および「(3)変革の原動力となる大学改革の推進」

(2)の「① 基礎研究、学術研究の卓越性・多様性の強化と分野融合による研究の推進」は、既に規制改革等の諸取り組みが進展

(3)の「① 国と大学との自律的契約関係の再構築」は、基礎研究、学術研究支援の拡大と一体的な施策が期待される。

実効性を高めるためには、大学とその構成員による積極的な取り組みが必須

大学の取り組みは多様であり、基本計画に示された「TOP10%補正論文数」や「若手研究者の数」といった画一的な国の政策目標の指標に縛られることなく、各大学のミッションや目標を反映させた、自発的、自律的な取り組みを行える環境の醸成が求められる。